公共事業の事業評価書

(農業農村整備事業等補助事業の事前評価)

平成18年8月

農林水產省

1 評価の対象とした政策

平成18年度の新規地区採択を要求している次の事業を対象として、事業評価(事前評価) を実施した。なお、事業主体、採択主体別の評価地区数等の詳細については、別添1のとおり である。

行政機関が行う政策の評価に関する法律及び同法に基づく農林水産省政策評価 基本計画により事前評価を行ったもの

事 業 名	事前評価実施箇所数
農業集落排水資源循環統合補助事業	6
農村振興総合整備事業	5
草地畜産基盤整備事業	1
合 計	1 2

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、各地方農政局において、平成18年4月から平成18年8月までの間に実施した。 各事業地区ごとの評価担当部局は、地区別評価結果(別添2)に示すとおりである。

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。 各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果(別添2)及びチェックリスト判定基準表 (参考添付)に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析等により事業特性に応じた政策効果を測定・把握した。 その結果は、地区別評価結果(別添2)に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会において、事業評価の手法について専門的見地からの意見を聴取している。当該手法については、今後も適時に同小委員会に説明を行い、充実を図る。

なお、同小委員会にて、聴取した意見の概要は以下のとおりである。

・事業評価については、説明の内容に沿って着実に推進するとともに、今後も適時に本委員会に説明し、充実を図られたい。

また、委員構成は、別添3のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果(別添2)である。地区別評価結果は、農林水産省のほか、各地方農政局においても公表する。また、本評価に関する問い合わせ先(事業主管課)は、別添4に示すとおりである。

また、本評価に関する説明資料を各地方農政局のホームページに掲載している。

なお、それぞれの事業計画は土地改良法等に基づく手続を経て確定される。

7 評価の結果

評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。